

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

8

2023

TOPICS

P2 資産安心コラム

相続トラブルを防ぐためにも
お盆の帰省で話し合いを



P3 暮らしとお金の教養講座

老後の年金はいくらもらえる?
老後資金の不安に備える対策



P4 相続・贈与の基礎知識

遺言書とエンディングノート
違いを理解して上手に活用!



数字で見る相続

遺産分割事件数の 5,895件が調停成立



最高裁判所事務総局が刊行した『令和3年司法統計年報』によれば、2021年に裁判所に持ち込まれた遺産分割事件数1万3,447件のうち、調停が成立したのは5,895件、調停に代わる審判に至ったのは3,851件、取り下げが2,353件でした。

民法では法定相続分が定められているものの、相続について協議が紛糾し、合意に至らないことも珍しくありません。その場合は、家庭裁判所へ遺産分割調停を申し立てるのが一般的です。

家庭裁判所では、調停委員が間に入り、話し合いでの解決を目指します。調停が成立しなければ、遺産分割審判に移行します。上記データによれば、遺産分割調停の申立総数の約4割は調停で合意に至っています。調停委員から解決案を提案してもらえることも多いので、家族・親族間での相続問題を解決するために裁判所を活用しましょう。

相続トラブルを防ぐためにも お盆の帰省で話し合いを

年々増えている相続トラブルの多くは、コミュニケーション不足に原因があります。このようなトラブルを防ぐためにも、お盆などで家族が集まる機会に、相続について話し合いをしておきましょう。今回は、相続に備えた話し合いのポイントなどについて紹介します。

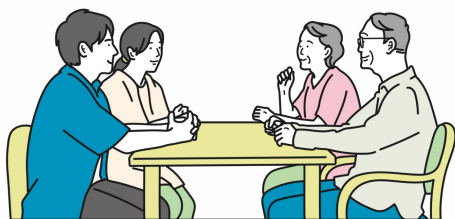
相続トラブルの主な原因は 家族間のコミュニケーション不足

全国の家裁裁判所の遺産分割事件数は長期的に増加傾向にあり、相続におけるトラブルは他人事ではなくなってきています。『令和3年司法統計年報』によると、遺産分割事件のうち認容・調停成立件数（『分割しない』を除く）6,934件のうち、『遺産の価額』が1,000万円以下のものは2,279件（約30%）もあり、相続トラブルは必ずしも裕福層だけのものではないということがわかります。

相続トラブルの原因の多くは家族間のコミュニケーション不足にあります。仲のよい家族であっても、相続は話題にしにくいいため、家族間での意思疎通ができていないまま親の死を迎えることは珍しくありません。その結果、遺産分割で揉めてしまうのです。

このような相続トラブルを防ぐためには、親と子が、相続について話し合いをしておくことが重要です。親は自身の意向を子ども達に正確に伝え、その考えを家族で共有することが、将来のトラブルや対立を回避することにつながります。

新型コロナウイルスの影響などで、近年は複数人数で集まる機会が減少していましたが、親族の集まりなども再開されつつあります。家族で集まり、相続について話し合うにはよい機会かもしれません。



相続に備えて親と子で 話し合っておきたい内容とは？

相続に備えて、まずは財産や法定相続人を明らかにすることが重要です。相続が発生した後に予期していなかった財産や相続人が見つかったら、相続で揉める原因となります。

財産については不動産、現金・預貯金、有価証券などの保有財産だけでなく、借金など負債についても明確にしておく必要があります。そのうえで資産状況や経済状況から遺産として継承する財産は何かを確認します。

また、法定相続人については、親の前妻や前夫との間に生まれた子や、親が認知した子がいなかを確認しましょう。これらの子にも相続権があります。その存在を明らかにし、可能であれば連絡先を把握しておくとういでしょう。

これらの財産や相続人の状況をふまえ、相続が発生した場合の財産の承継や配分について決めておくことも重要です。まず、親はみずからの意向を家族にはっきりと打ち明けておきます。また、配分を決めるときには、親の意向や子どもの希望を共有したうえで十分な話し合いを重ねていきましょう。特に不動産や動産などの資産は物理的に分割することが困難なものが多いため、誰かが引き継ぐのか、共同で相続するのか、それとも売却して金銭を分けるのかなどを決めておくことが大切です。

このようにして家族全員が相続についての共通認識をもつようになれば、相続トラブルは防ぐことができます。親の生前から相続権のある人の存在を確認し、今ある相続財産の分け方を話しあい、相続をスムーズに行うための準備を行っていきましょう。

老後の年金はいくらもらえる？ 老後資金の不安に備える対策

老後の生活について「公的年金だけで生活できるだろうか」など、漠然とした不安を抱えている人も多くいるのではないのでしょうか。そこで今回は、老齢年金の受給者の年金額や将来の年金生活に備え、今からできる対策について紹介します。

老後の不安の原因は主に老後資金 7割以上が、年金では不足と回答

生命保険文化センターが全国の18～79歳の男女約4,900名に対して行った『2022（令和4）年度生活保障に関する調査』によると、公的年金について、「自分の老後の日常生活費を公的年金でかなりの部分をまかなえると思う」と回答したのは23.2%、「まかなえるとは思わない」との回答は73.9%という結果でした。世代別の老後生活に対する不安意識の調査では、最も多く「不安感あり」と回答したのは40～50歳代の男女で9割前後に上り、目前に迫る老後について公的年金の少なさが、不安感を強めているといえるでしょう。

日本の公的年金は20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金と、会社員や公務員の人が加入する厚生年金保険の2階建て構造から成ります。厚生労働省が発表した『令和3年度厚生年金保険・国民年金事業の概況』によれば、国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は今3年度末で5万6,479円となっており、厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者の平均年金月額は14万5,665円（併給される老齢基礎年金の額を含む）です。また、平均的な収入で40年間就業した場合に受け取り始める年金の給付水準は、令和5年度で月額22万4,482円（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む）と日本年金機構が公表しています。

総務省の令和4年家計調査によると、65歳以上の夫婦のみの無職世帯の支出の平均月額は26万8,508円、収入の平均月額は24万6,237円（可処分所得の月額平均は21万4,426円）で、家計収支は2万2,270円の赤字となっています。先の調査からも、一般的には公的年金だけで老後の生活をまかなうことはむずかしいといえそうです。

将来の収入と支出の見通しを立て 今のうちから年金生活への備えを

老後の金銭面での不安を解消するためには、年金をいくら受給できるのか、また支出はどれくらいになるのかを見通したうえで、将来への備えをすることが必要となります。

年金の受給額は加入期間などにより人によって異なります。年金の受給見込額を把握するには、毎年誕生月に送られて来る『ねんきん定期便』に50歳以上の方であれば老齢年金の種類や受給見込額が記載されています。あわせて国民年金保険料の未納がないかも確認しましょう。納期限から2年以内に収めなければ未納となってしまいますが、保険料の免除や納付猶予を受けていた場合は、追納制度を利用して過去10年までさかのぼって保険料を納付することができます。

支出の見込額については、希望する老後の生活に必要な金額を試算してみましょう。そして、支出の見込額に対して年金の受給見込額に不足が生じるようであれば、年金以外の収入や貯蓄などで補っていくことが必要です。その対策の一つとして、年金受給年齢になっても、自営業などであれば事業を継続し、会社員であれば定年後も働くことにより、収入を得ることができます。さらに厚生年金保険は70歳まで加入できます。なお、給与収入がある場合でも老齢年金は受給できますが、厚生年金保険に加入しながら働く場合は給与収入額によって老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となることに注意が必要です。また、加入条件などにはありますが、NISAやiDeCo（個人型確定拠出年金）、保険などを活用して資産を増やすことも一案です。将来の年金受給額と支出の見通しを立てて、今から備えておくことが大切です。

遺言書とエンディングノート 違いを理解して上手に活用！

近年、『終活』をする人が増えてきたなかで、そのツールとしてエンディングノートの活用が注目されています。そこで今回は、エンディングノートを作成する目的や遺言書との違い、その有効な活用方法などについて紹介します。

『思い』を家族に伝えよう エンディングノートの活用方法

一般にエンディングノートとは、もしもの時に備えて、普段は伝えられなかった気持ちや財産についての希望、死亡時に必要となる情報などを書き留めておくためのノートです。そのノートがあれば、家族は、本人の想いを受けとめて対処することができます。

エンディングノートは遺言書とは異なり、決まった書き方がなく、書く内容にも制限がありません。そのため、死後のことだけでなく生前のことについても自由に記載することができます。

たとえば、資産の情報や通帳・印鑑などの保管場所のほか、終末期の告知はどうしてほしいのか、延命治療の希望の有無、葬式や納骨に関する意向などを記載する人もいます。家族や友人へのメッセージなどに加え、自分の死を連絡してほしい人の一覧などを用意しておくことで、終末期から死亡後に渡っての家族の負担を減らし、家族間でのトラブルを避けることもできるでしょう。

エンディングノートには 法的な効力はないことに注意

エンディングノートと遺言書は一見同じような意図により作成されますが、その意義は大きく異なります。最も大きな違いとして、エンディングノートには基本的に法的な効力がありません。遺言のつもりでエンディングノートを作成しておいたとしても、法的効力がないため、記した内容が実現されるとは限らないことに注意が必要です。

一方、遺言書は、民法で定められた方式や内容に沿って作成された場合には、法的な効力があります。相続分や遺産分割方法の指定、遺贈など、相続に関する意向があれば、遺言書に記載しておきましょう。エンディングノートには、遺言書を補完するための説明や遺言の意図などを記載しておく、家族に真意をより伝えることができます。

エンディングノートは法的効力がない代わりに、気軽に書くことができるのがメリットです。遺言書の下書き代わりににもなるため、まずは、メモや箇条書きから始めてはいかがでしょうか。